

設計図書質疑応答書

1. 告示等 令和5年9月26日 石岡市告示824号

2. 件名 R5石岡市複合文化施設整備基本計画策定業務委託

	質問事項	回答
1	本業務を受託した場合、その後に発注されると思われる設計業務を受託することは可能でしょうか	今後、本業務委託に関連する入札が発注される場合には、個々に条件を検討することとなります。
2	入札参加資格について「石岡市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体が発注した本件に類似する施設の計画又は設計業務を、2013年4月1日以降に元請として完了させた実績を有すること」とありますが、「本件に類似する施設」とは、具体的にどのような施設を指しますか。	R5石岡市複合文化施設整備基本計画策定業務委託 仕様書に定められた施設の概要により事後審査で判断します。
3	仕様書/2頁/7.配置技術者/資格要件について、以下ご質問致します。 ①管理技術者及び照査技術者の資格については、「【(1)技術士またはRCCMの都市及び地方計画】、【(2)一級建築士】のどちらか一方を保有していれば良い」という解釈でよろしいでしょうか。 ②ただし、「資格者をそれぞれ1名は配置すること」より、例えば、「管理技術者が【(1)技術士またはRCCMの都市及び地方計画】のみの保有であれば、照査技術者には【(2)一級建築士】の資格保有者を配置しなければならない」という解釈でよろしいでしょうか。	① 担当技術者のほかに配置する管理技術者及び照査技術者の資格は、(1) 技術士(総合技術監理部門又は建設部門「都市及び地方計画」)またはRCCM(都市計画及び地方計画)、(2) 一級建築士のどちらか一方の保有で可とします。 ② 監理技術者が(1) 技術士(総合技術監理部門又は建設部門「都市及び地方計画」)またはRCCM(都市計画及び地方計画)の資格の場合、照査技術者は(2) 一級建築士の資格とします。 監理技術者が(2) 一級建築士の資格の場合、照査技術者は(1) 技術士(総合技術監理部門又は建設部門「都市及び地方計画」)またはRCCM(都市計画及び地方計画)の資格とします。 「それぞれ最低1名は配置」となりますので、監理技術者が(1) (2)の資格保有者で、照査技術者が無資格者は認めません。
4	基本計画策定業務以降業務等についてご質問致します。 今回の基本計画策定業務を受託しても、今後予定される基本設計及び実施設計等業務の公募プロポーザル等への参加及び業務の受託に関する制限は無いとの認識でよろしいでしょうか。	今後、本業務委託に関連する入札が発注される場合には、個々に条件を検討することとなります。